

平成 29 年度 神奈川県シルバーベンチャー創業人材育成事業 講師
派遣等事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市町村又は創業支援事業者が創業スクールを実施するに当たり、神奈川県(以下「県」という。)が講師の派遣及び教材の提供を行う基準並びにその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業支援事業者 県及び県内の市町村主導して設立した中小企業支援機関、県内の商工会及び商工会議所、神奈川県商工会連合会、県内に本店を有する信用金庫並びに日本政策金融公庫の県内の支店その他産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく県内の市町村の創業支援事業計画に係る認定連携創業支援事業者をいう。
- (2) 創業スクール 受講者が、創業に向けて必要となる具体的な事項を体系的に習得でき、事業計画書の作成支援が受けられるなどの実践的なプログラムで実施する講座をいう。

(講師の派遣及び教材の提供)

第 3 条 県は、市町村又は創業支援事業者から、神奈川県シルバーベンチャー創業人材育成事業 講師派遣・教材提供申込書（様式 1）により申込みを受け、次の各号に掲げる基準に適合していると認められる創業スクールに対して、予算の範囲内で講師の派遣及び教材の提供を行うことが出来るものとする。

- (1) 講座の全部又は一部でシニアの創業を扱う事業であること。
- (2) 市町村が主催、共催又は後援する事業若しくは創業支援事業者が創業支援事業計画に基づき実施する事業であること。
- (3) 県が共催又は後援することとして位置付けが可能な事業であること。
- (4) 無料である又は受講料を徴する場合は低廉であること。

(講師の派遣及び教材の提供の決定)

第 4 条 県は、講師の派遣及び教材の提供を決定したときは、神奈川県シルバーベンチャー創業人材育成事業 講師派遣・教材提供決定通知書（様式 2）により市町村又は創業支援事業者へ通知するものとする。

(報告)

第5条 講師の派遣及び教材の提供を受けた市町村又は創業支援事業者は、事業等の終了後速やかに、神奈川県シルバーベンチャー創業人材育成事業 講師派遣・教材提供に係る実績報告書(様式3)を県産業労働局中小企業部中小企業支援課長に提出しなければならない。

(所掌)

第6条 講師の派遣及び教材の提供に関する事務は、県産業労働局中小企業部中小企業支援課において行うものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、講師の派遣及び教材の提供に関し必要な事項は、県と市町村又は創業支援事業者が協議して、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年3月31日限り、効力を失う。